

令和4年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年3月27日(月) 午前9時30分～午前10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)
議案第4号 特定農地貸付けの承認について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 増田 貴雄委員、8番 鈴木 浩之委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

初めに、申請番号1番、所在地は大字南永井窪野の4筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は4筆合わせて11,937平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は倉庫です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、倉庫を建築するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：建物の配置はどのようになる予定ですか。

事務局：近隣農地に影響がないよう配慮し、申請地の南側に建物を建築する予定です。

委員：車の出入りはどのようになりますか。

事務局：トラックは申請地北側の三芳町道から出入りし、従業員用等は申請地東側の所沢市道から出入りする予定です。

議長：ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,100平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目です。現況地目は畑で、面積は344平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目の1筆と北野三丁目の1筆を合わせた2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,868平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,037平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は2,008平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,243平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は1,264平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台です。現況地目は畑で、面積は1,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積

は2筆合わせて2,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字遠願です。現況地目は畑で、面積は2,065平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

申請番号11番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は444.84平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

以上11件です。

議長： 申請番号1番から6番までについては関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： 申請番号1番から6番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番から6番までについて、質疑、意見はありますか。

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号1番から6番までについて、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番から6番までについては、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号9番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号10番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号10番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号10番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号10番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号11番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号11番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号11番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号11番については、全会一致、決定といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,566平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字宮ノ前の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,997平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下原の7筆と大字松郷の3筆で、合わせて10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて7,107.81平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年6月1日から令和11年5月31日までの6年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。初めに、牛沼地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 次に、松郷地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに
賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、決定
といたします。

4 議案第4号 特定農地貸付けの承認について

議長：「議案第4号 特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 特定農地貸付けの承認について」ご説明いたします。

特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付けの承認のご審議をいただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は大字山口字荒久です。現況地目は畑で、面積は1,412平方メートル、新規に開設するものです。

以上1件です。

議長： 議案第4号について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 議案第4号について、質疑、意見はありますか。

議長： 質疑、意見がないようですので、議案第4号について、承認することに賛
成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第4号については、全会一致、承認と
いたします。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、13件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

8 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 初めに、農用地利用配分計画（案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： それでは、「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： そのように取り計らいます。

事務局： 次に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： それでは、「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： そのように取り計らいます。

事務局： 次に、令和5年度最適化活動の目標設定等に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： それでは、「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： そのように取り計らいます。

以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会（午前10時30分）